第19回(仮称)「ふるさと文化館」建設準備委員会議事録

- 1. 日時 平成 21 年 4 月 23 日(木) 14:00~15:45
- 2. 場所 練馬区役所本庁舎 1906 会議室
- 3. 出席者 委員 11 名
- 4. 議事 (1) 館の運営・名称・区民ボランティアについて
 - (2) その他
- 5. 公開対応 公開 (傍聴者 なし)
- 6. 配布資料 1. (仮称)ふるさと文化館の運営等について
- 7. 会議概要
- 事務局 皆様こんにちは。本日は、先月末に引き続きの開催となりますが、お 忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

本日の委員会の出欠の報告をさせていただきます。長坂委員より所用のため欠席の連絡がございました。また、佐藤委員は別の学校関係の会議がありまして、途中退席の旨ご連絡をいただいております。

なお、中学校代表の小林先生につきましては3月末で退職され、新年 度の中学校代表の委員は明日以降通知決定されることとなっておりま す。

それでは開会に先立ちまして、平成21年度第一回となりますので、 生涯学習部長よりご挨拶させていただきます。

生涯学習部長 本日はお忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。今年度初めの会議でございますので、ご挨拶も含め出席させていただいております。

今年度の議会に(仮称)ふるさと文化館に関する新設の条例案を提出してまいります。本日は、館の運営や施設正式名称についての案をご説明させていただきますので、是非忌憚のないご意見をお願いいたします。また4月1日の人事異動で、高橋誠司生涯学習課長の後任に臼井弘が就任しました。

- 生涯学習課長 この4月から就任いたしました臼井でございます。今までの記録 などを読ませていただきましたが、委員の皆様に活発なご意見をいただ きながらこの(仮称)ふるさと文化館の建設を進めてくることができ、 心より感謝いたしております。今年度末の開館を目指して準備しておりますが、今後とも皆様のご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、より一層のご協力をお願いいたします。
- 事務局 議事の前に前回の議事録案をお手許に配布させていただいておりま

す。誤りがございましたら事務局までご連絡をお願いします。 それでは、品田委員長、議事進行をお願いします。

品田委員長 年度初めのお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。それでは第19回建設準備委員会の議事を始めさせていただきます。 議事に従いまして進めさせていただきます。本日は前回報告があった 運営について少し詳しい内容を伺い、意見をお聞きしてまいりたいと思います。

> また、施設名称についても前回少しご意見をいただきましたが、今日 は具体的な提案となりますので、忌憚のない議論をしてまいりたいと思 います。それでは事務局の説明をお願いします。

■館の運営・名称・区民ボランティアについて

事務局 資料1をご覧ください。

前回、運営の概要についてご説明し、ご意見をいただきました。何点かご意見を反映させていただきましたので、ご説明・ご報告をさせていただきたいと思います。

施設の目的と今までの経過ですが、計画段階から、<u>ふ</u>れあい…交流する、<u>ル</u>ーツを知る…探求・学習する、<u>さ</u>われる…体験する、<u>と</u>りかえられる…更新性のある展示とするという〈ふるさと〉を合言葉に、区民の方が参加し活発に活動する施設作りを目指してまいりました。

運営についてですが、施設貸出し予約の受付やPR活動、サイン制作などを行うため第二回区議会定例会に設置にかかわる条例案の提出を予定したいと事務局では考えております。

開館時間については前回も説明させていただきましたが、午前9時から午後6時までと考えております。ただし、前回夜間の会議もありますよ、とのご意見をいただきましたので、会議室、多目的会議室につきましては、午前9時から午後9時30分とさせていただきました。

施設等の貸出しですが、企画展や講座、学校等の団体見学など館の事業で使用していない時間帯については、一般貸出しを行ってまいりたいと考えております。会議室につきましては石神井プールの更衣室でもありますので、プールの開場期間および準備する期間を除きまして貸出しを行う考えでおります。2階にございます企画展示室、わがまち練馬情報コーナー2のギャラリー、作品展示ボックスも貸出しをしていきます。ギャラリーにつきましては壁面の貸出し、作品展示ボックスにつきましては、区民の方の作品を展示できるボックスを用意しましてご利用いた

だくように考えております。なお、多目的会議室、企画展示室につきま しては2分割でもご利用いただける仕様になっております。

また、連続してご利用いただける期間ですが、皆様にもご議論いただいたところですが、企画展示室、ギャラリーは利用しやすいよう連続して12日間、多目的会議室、会議室については、企画展示に付随した講座やものづくりの講習など連続してご利用いただけるよう 6日間としました。これらの部屋については、より多くの方々に利用していただけるよう日数の利用制限を設けたところであります。

利用料金につきましては、区の基準に基づき、有料とさせていただきます。

施設目的に合致した利用者の貸出しについてですが、お囃子や工芸、郷土史学習、町会、商店会などの団体が貸出施設を利用する場合は、活動を支援していく意味で一般よりも早く予約受付を行っていこうと考えております。

観覧については、企画展示の観覧は良いものを見せていくために有料 観覧とし、常設展示については、観光振興とわがまち意識啓発のため気 軽に観覧していただけるよう無料観覧といたします。

次はサポーター(ボランティア)制度についてです。基本構想に基づき進めてまいりましたが、今まで延べ500名の方々に〈ふるさと〉をテーマにして様々な施設作りに関わっていただいております。開館に当たりまして、常設展示の解説をしていただく、あるいは古民家の解説、あるいは体験の補助をしていただくなどの活動をしていただく予定です。その方々に参加していただくための制度、その組織準備のために、何人かのサポーターの方にご意見をいただく意見交換会を行いながら進めてまいりたいと思っています。

今までの参加者に呼びかけて第1次募集を7月に、また新たなサポーター(ボランティア)をということで区報等で呼びかけ第2次募集を11月に行いたいと考えております。そして、1月から3月にサポーターの方々に現地での研修を行っていく予定でおります。

参加していただく方々の興味の度合いに応じた参加レベルを考えており、日常業務を支え参加するサポーターの方、館の事業活動を行うときに手伝いますよというサポーター、また、事業に参加していただく方につきましてもサポーター、仲間として捉えて進めていこうと思っております。

本日ご意見をいただきながら、6月頃にはサポーター組織について内

容を決めていこうと考えております。

品田委員長 運営・ボランティアについてご意見をいただきたいと思います。前回に説明いただいた内容と大きく変わった点はありませんので、もう少し詳細を聞きたいなどがありましたらあわせてお願いします。

佐藤委員は途中で退席されるということですので、何かご意見がありましたらお願いします。

佐藤委員 なかなか出席できず申し訳なく思っておりますが、順調に進んでいらっしゃるようですので、安心しているところでございます。次の議題のお話ではありますが、学校の立場でお話を申し上げさせていただいてもよろしいでしょうか。この(仮称)ふるさと文化館は、社会科見学というだけでなく学校の学習の場としても活用できる施設にしたいということでとても期待しているところです。

練馬区には小学校が 69 校ありますが、3 年生での社会科見学で色々な郷土資料館などに行って地域の学習を行っています。その前に事前学習を行うことも多いのですが、石神井公園が名称についていて所在がわかりやすくなっていますと、見学する場所をはっきりと意識させることができ、学習をスムーズに進めることができます。見学のための"しおり"などを親御さんが見て、学校で行った後、家族で出かける場合もあるようですが、場所を意識できる名称ですとより効果的に PR できると思います。学習活動という面では、「ふるさと文化館」というよりも、

「石神井公園ふるさと文化館」となっている方がありがたいと思っております。

失礼ですが、次の会議がありますので、これで退席させていただきま す。

- 品田委員長 貴重なご意見、ありがとうございます。施設名称につきましては、 後ほど皆さんにご意見をいただきたいと思っておりますが、運営などに ついて、何かご意見・ご質問がありましたらお願いします。
- 大村委員 事前登録団体についての基準は皆さんご存知なのでしょうか。資料で 説明があれば、なおわかりやすかったように思ったものですから。
- 事務局 団体登録の基準につきましては、施設目的に合致した利用者などはここにいくつか明記させていただきましたが、条例を定めた後に詳しい基準につきまして規則や要綱等で定めてまいります。

区民が構成員の何%であるとか、何名以上いるとかのことでございますが、基本的には施設目的に合致した団体が利用しやすくということを第一に考えてまいりたいと思います。

- 大村委員 例えば俳句の会など色々な団体が活動場所を探している場合があります。目的にあった団体であれば、利用できるようにしてほしいと思います。
- 渡邉委員 営業、営利目的には利用できないように考えてほしいと思います。
- 品田委員長 旧内田家住宅も午後6時までとなっていますが、十六夜講など夜に 及ぶ伝統行事もできなくなってしまいますか。
- 事務局 講座やイベントなどの主催、共催事業につきましては、教育委員会に 諮りながら、臨時開館や時間延長ができるようにと考えております。通 常業務では午後6時に閉まりますという意味です。
- 石塚委員 借りる立場から申し上げると、予約しやすいようにということ、2つ目は料金はいくらかということ、3つ目は席数はどのくらいかということ、4つ目は会議の時にお弁当を食べたりビールを軽く飲むことができるかどうかなどが気になるところです。観光という要素もありますし、集客の面でも考えてほしいと思います。
- 事務局 予約については予約しやすいよう、予約を受ける側からも混乱しないような方法を考えていきたいと思っております。ただ、ネット上で予約できる施設予約システムへの参加も検討したのですが、貸出専用施設ではないため、他の生涯学習施設の予約システムと整合しない点が多くあり、美術館を参考にし、利用しやすいよう工夫してまいりたいと考えております。

料金につきましては、区の基準に基づき、部屋の面積と時間に応じて決めてまいります。

飲食については、前回もご意見をいただいておりますが、いただいた ご意見をもとに、一定の制限は必要と考えますが弾力的に考えてまいり たいと思っております。

- 大村委員 食べ物ということで、以前の委員会の議題でもありましたうどん屋さんについては、利用は別と考えていいのですか。
- 事務局 1階にあります休憩コーナーで食べられるようになります。うどん屋 さんには厨房を利用料を払っていただき、貸し出すという形になります。
- 品田委員長 運営につきましては骨格を条例で決めていくということだと思います。実際に開館してからその骨格に基づき、施設目的を達成できるように今後も皆さんの意見を参考に運営を検証できるようにしていただきたいと思います。
- 生涯学習課長 課としては、建設準備委員会終了後は皆様の意見を運営に生かす 仕組みについても検討してまいります。

品田委員長 次に施設名称について説明願います。

- 事務局 資料1の3ページからとなります。施設の目的に合致し、施設作りに おける〈ふるさと〉の意味を生かす。また多くの区民や区外の方々にもご 利用いただけるよう集客性を考慮して所在地が分かりやすい施設名称 案として、「練馬区立 石神井公園ふるさと文化館」と出させていただ きました。
- 生涯学習課長 事務局説明を補足しまして、施設名称を決定する流れを先にご説明させていただきます。教育委員会の施設の設置、運営につきましては教育委員会の職務権限でございますので、まずは教育委員会で運営、施設名称案などを決めてまいります。その後、施設名称も盛り込んで議会に諮っていきますが、条例案を提出する権限は区長となります。教育委員会で決めた案を区長に条例制定依頼をし、区長が検討を行って条例案として決定、議会へ提出し、議会で審議・決定していただくという流れとなっております。

今回、「練馬区立 石神井公園ふるさと文化館」を施設名称案として お示しさせていただいております。是非色々なご意見をいただければと 思います。

品田委員長 お手許の議事録にもありますが、前回はお二人の委員からご意見がありました。本日は施設名称について具体的名称が出てまいりましたので、各委員の感想やご意見を頂戴したいと思います。全員のご意見をお聞きするということにさせていただきたいと思います。

では副会長の前田先生からお願いできますか。

前田副委員長 われわれの委員会の意見を参考にして行政のほうで案を決めるということなのだと思いますが、珍しい名前だと思います。また、苦心をした名前だな、と思います。全国を見ますと、普通は設置運営主体あるいは所在地と施設の内容あるいは内容を組み合わせたもので作ります。2つの要素から作られている名称が普通です。今回ご提示のあった名称は、それが3つの要素からできているという点で珍しい、苦心された名称であると思います。「ふるさと文化館」というのは博物館、地域の郷土史・生活史にウエイトをおいているということを明示している。「石神井」ではなく「石神井公園」とつけているところが妙技だと思います。ひとつは、どこにあるというのを明確に伝えられるメッセージ性のある名称ということ、もうひとつは観光対象の活用を意識して石神井公園というのを使っているというところに妙技があると思います。

自然の多い石神井公園という広い意味での地域にできる新しい施設

である、また、この施設に来たときには、石神井公園の自然も散策できるという相乗効果も期待できるということでつけたのが味噌だと思います。

ただ、少し長い名前だというデメリットはありますが、そのデメリットを払拭し、カバーするだけのメリットがこの名前にはあるのではないかということで、今までの経緯からいってもこの名前で結構ではないかと思います。

- 大村委員 私は反対です。皆様ご存知のように、石神井公園は「都立石神井公園」です。そこがやはり引っ掛かる、整合性がとれないなと思うところです。 仮称を取って、練馬区立ふるさと文化館とするのであれば、これはいい 名前だな、これには賛成できますが、練馬区の歴史を見せていくわけで すから、石神井だけに偏らずに、敢えて石神井を使わなくてもいいと思います。
- 国岡委員 佐藤先生がおっしゃっていたように、区外の人にも利用してもらうには、石神井公園とついていた方がいいかな、と思います。呼びやすいし、 語呂合わせもいいように思います。
- 施設管理課長 石神井公園という言葉は、都のものでもないですし、区のものでもなく、地域のものだと思うのですが、石神井公園というネーミングは 価値のあるものだと思います。ネームバリューとして価値あるものを諦めてしまうのは惜しいのではないかと感じております。
- 商工観光課長 区にも色々と観光の場所がありますが、やはりどこにあるかと聞かれます。「石神井公園」と名称で言い切っているという点で、ある意味画期的だな、と思っています。わかりやすさ、という点では率直にわかりやすい名前だと思います。区の土地ではありますが、場所的にも都市公園法にかかっている場所で、所在地もわかりやすい名前だと思います。
- 品田委員長 石神井公園という名前は、もともと地区の都市計画上の名前だった わけで、都立と限ったわけではなかったですよね。
- 事務局 もともと大正期から地元の方々が公園として整備をしていった時の 名称です。最初に風致協会が公園として正式な管理組織としてできて、 石神井公園として整備、維持してきた。東京都が戦後買収をし都立公園 となりました。
- 大村委員 「石神井」を「しゃくじい」と読めない人がかなりいましたね。
- 前田副委員長 「石神井」という地名は東京都の中の難読地名のひとつではあります。けれども、観光対象としてかなり名が売れてきていますし、歴史

的、文化的な意味もあると思います。読めないということが際立ってしまうといけませんが、読めない名前ということで知ってもらうきっかけになるという意味では意義がある場合もあります。難しいですが。

石塚委員 前田副委員長がおっしゃっていたように、読めないということで逆に 有名になるということもありますし、石神井公園は人を集めるという点 でも良いかと思います。人を集めるという意味ではどこにあるかわかる という点、また石神井公園の持つイメージ、緑が多い、池もあり、自然 が豊かであるというイメージ、練馬のふるさとがあって、歴史、教育が ある。石神井公園からの動線、という意味では前田副委員長もおしゃっ てましたが観光の面でも意識されている名前だと思います。

> 正式名称とは別にキャッチフレーズがあるといいですね。これとは 別に、皆さんおいでというイメージで大胆につけてもいいのではないで すか。行政らしくなく、面白いものを考えてもいいのではないですか。

- 鈴木委員 石神井公園ふるさと文化館、わかりやすくて十分通用するのではない かと思います。
- 渡邉委員 私も良いかと思います。少し長い名前ですが、石神井公園と申しますと、何年か前にはワニ騒動、今年はオオハクチョウが飛来したと新聞にあれだけ大々的に載るのですから、「石神井公園」という名称は大いに通用すると思います。
- 品田委員長 皆様ありがとうございました。欠席の長坂委員からは聞いていることはありますか。
- 事務局 長坂委員からは、練馬区立ねりま文化館、練馬区立ふるさと文化館、練馬区立石神井公園ふるさと文化館などと名称のことはおっしゃっていました。ただ、ねりまだと施設だけに感じてしまう。ふるさと文化館が残ってよい。さらに、石神井公園がつくことによって、自然や歴史、あるいはまち歩きなど活動や運営の幅が広がるイメージを持ち、相応しい名称ですね、とおっしゃっていました。

大村委員 委員長はどういうご意見ですか。

品田委員長 今までの会の議論にかかる部分としては、「ふるさと文化館」とい う名前が入れば、前後になにが入ってもいいかと思っています。飛鳥 山博物館に行ったときに感じたのですが、飛鳥山にあるよというのが わかっていますので、そこに行って聞いてみればすぐにわかったとい う経験もありますので、石神井公園がつくことには違和感はなく感じ ています。

大村委員は石神井公園を付すのは反対ということですか。皆様の意

見を含めて当委員会では、「練馬区立 石神井公園ふるさと文化館」 という名称でよいということでよろしいでしょうか。

大村委員 皆様の意見はわかりました。私のところに生涯学習部長、生涯学習課長もお見えになり、説明されました。都内の博物館などのリストを見せてもらったのですが、そういうリストを委員の皆さんに提示して議論をしてもらうということがあっても良かったのではないかと思います。説得にお見えになったのかもしれませんが、少数意見としても、石神井公園だけのものではないので、石神井公園をつけずにふるさと文化館でいいと思います。皆さんのご意見に絶対反対というわけではありませんが、少数意見としても述べさせていただくということです。私が反対であることは、議事録にも残していただきたいと思います。

品田委員長 事務局から提案された名前でよろしいのではないか、という方向で 皆さんのご意見をいただきました。ありがとうございました。

生涯学習部長 ご議論ありがとうございました。事務局として私から一言委員の 皆様にお礼申し上げます。施設名称については冒頭のあいさつでも触 れましたとおり、さまざまな捉え方があると感じました。真摯に受け 止めさせていただき、条例案を議会にお示ししてまいりたいと思いま す。

品田委員長 その他について事務局からありますでしょうか。

■その他

事務局 一つは委員会名簿について、本日新年度の名簿をお示しするべきところですが、中学校を代表する委員が本日の段階で決まっておりません。今日の議事録と合わせて名簿を送付させていただく予定です。本日の議事録の公開についてもホームページに速やかに掲載したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

二つ目は展示工事の進捗および前回ご質問のあった特別展のスライドを用意しておきましたので、ご覧いただきたいと思います。

(スライドにて、開館記念特別展の案として、区内博物館等の収蔵品を一同に展示する企画案を説明し、展示工事で制作している模型類を映写した)。

生涯学習課長 本日はお忙しい中お集まりいただき、また色々なご意見をいただ きありがとうございました。

品田委員長 では、委員会を終了します。

(仮称) ふるさと文化館の運営等について

1目的および施設づくりの経過

練馬区ではぐくまれてきた伝統文化を生かして、新たな地域文化の創造および観光振興に寄 与することを目的とする。

本施設については、計画段階からくふるさと>を合言葉(キーワード)として、区民が参加し活 発に活動する施設づくりをしてきた。展示解説やまち歩きなどで区民の方に活躍していただくた め、平成19年度からサポーター講座を開催し、今までに延べ500人余りの方に参加していただ いた。

<ふるさと>(ふ)ふれあい・・・交流する

ルーツを探る・・・探求、学習する さわれる・・・体験する とりかえられる・・・更新性のある展示とする

2運営について

サイン制作、パンフレット・図録等印刷物作成、施設予約受付のため、第2回区議会定例 会において設置条例案を提出する予定。

① 開館時間

午前9時~午後6時(旧内田家住宅含む) 会議室、多目的会議室の利用時間は、午前9時~午後9時30分

② 休館日

月曜日。1月1日~3日、12月29日~31日。

③ 施設等の貸出し

館の事業で使用していない時間帯で、一般貸し出しを行う。

- ・多目的会議室(連続6日間を限度)
- ・会議室(プール期間を除く)(連続6日間を限度)
- ・企画展示室(連続12日間を限度)
- ・ギャラリー(連続12日間を限度)
- 作品展示ボックス (1~3 か月を限度とする)

上記の使用料と減免措置は区の基準に基づき有料とする。(区立美術館と同じ基準)

④施設目的に合致した利用者の優先貸し出し

お囃子や工芸、郷土史学習、町会、商店会等、施設目的に合致した団体が貸出施設を 使用する場合は、活動支援の一環として、予約受付期間を一般より早める。

「(仮称) ふるさと文化館登録団体」として団体の認定を行い、事前登録制とする。

一般は3か月前、登録団体・学校等は6か月前より受付を行う。

⑤企画展示の観覧を有料とする。

企画展示は良いものを見せていくために有料観覧とする。

ただし、常設展示は観光振興とわがまち意識啓発のため、気軽に観覧していただけるよう 無料観覧とする。

3 サポーター (ボランティア) 制度について

スケジュール

21年4~6月 サポーター制度 組織準備のための意見交換会

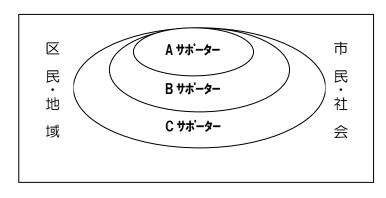
7月 第1次 サポーター募集

11月 第2次 サポーター募集

1~3月 開館に向けての研修等

②主体的に館を支えていただく方から館の利用者まで広く捉え、色々な形で参加できる仕組 み作りを行う。

(仮称)ふるさと文化館における参加レベルの考え方



Aサポーター・・・館の日常業務を支え参加するサポーター

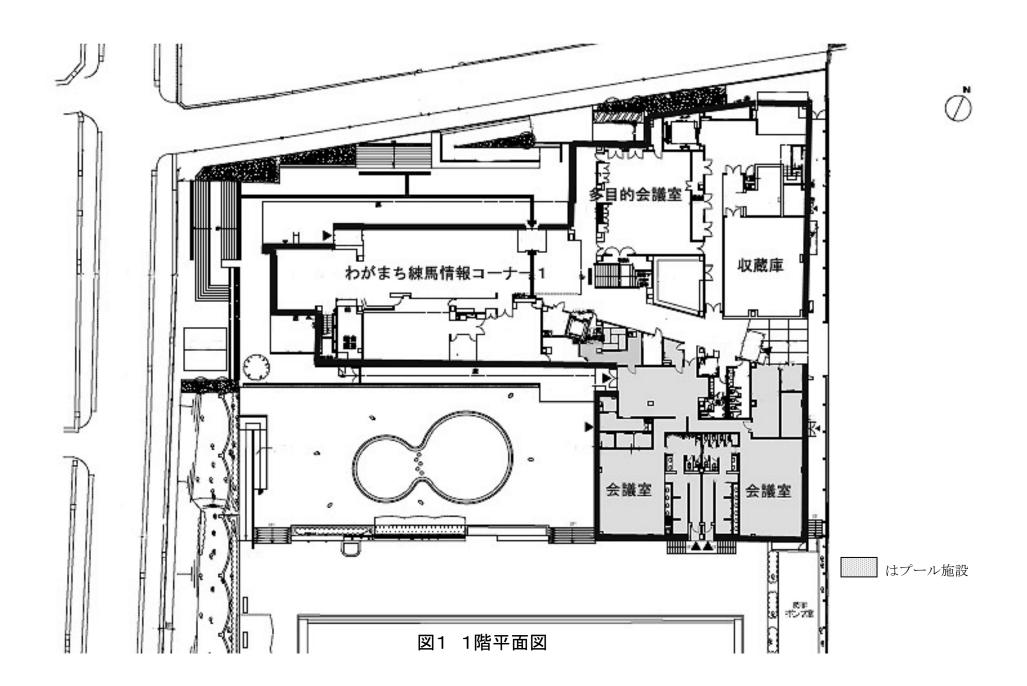
Bサポーター・・・館の事業活動に参加するサポーター

Cサポーター・・・事業参加者

4(仮称)ふるさと文化館の施設名称について(案)

施設の目的に合致し、施設づくりにおける<ふるさと>の合言葉を生かす。さらに多くの区民や区外の方々にも利用していただけるよう、集客性を考慮して所在地が分かりやすい施設名称とする。

施設名称案 練馬区立 石神井公園ふるさと文化館



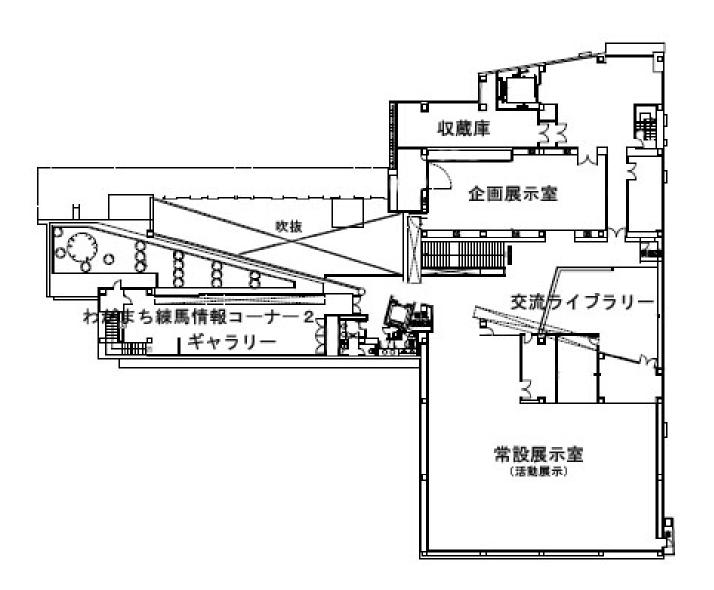


図2 2階平面図

